

# 坂井市中小企業者向け

## 低利融資制度をご利用ください

坂井市と金融機関のタイアップによる、中小企業者向けの融資制度である「坂井市中小企業者等振興資金」を、ぜひご活用ください。

### (1) 坂井市中小企業者等振興資金制度の内容

融資の種類	一般資金		開業資金	借換資金
対象者	1年以上事業を継続している中小企業者		・新たに事業を開始しようとする方 ・創業後1年未満の中小企業者	1年以上事業を継続している中小企業者
資金使途	設備資金	運転資金	設備資金・運転資金	設備資金・運転資金
融資限度額	<b>3,000万円</b>	<b>2,000万円</b>	<b>1,500万円</b>	<b>2,000万円</b>
融資期間	<b>10年以内</b> (据置6か月を含む。)	<b>7年以内</b> (据置12か月を含む。)	<b>7年以内</b> (据置期間12か月を含む。)	<b>10年以内</b> (据置12か月を含む。)
貸付利率	<b>1.60%</b> (保証協会保証付で <b>1.30%</b> ) ※福井県中小企業育成資金(一般)に準じる		<b>1.20%</b> ※福井県開業支援資金(無担保)に準じる	<b>5年以内 1.70%</b> 福井県中小企業育成資金(一般)+0.4% <b>7年以内 1.90%</b> 福井県中小企業育成資金(一般)+0.6% <b>10年以内 2.20%</b> 福井県中小企業育成資金(一般)+0.9%
保証協会	信用保証協会の保証を付けた場合 貸付利率を0.3%軽減します。		原則信用保証協会の保証を 付けていただきます。	
返済方法	月賦による元金均等償還			
融資の条件	・ 法人の方については、坂井市内に事業所を有している(開業の場合、有しようとしている)こと。個人の方については、個人が市内に住所を有していること。 ・ 信用保証協会の保証対象業種であること。 ・ 過去に不渡り停止処分を受けていないこと。 ・ 市税を完納していること。			
取扱金融機関	<b>福井銀行・福井信用金庫・北陸銀行・福邦銀行・北國銀行</b>			
その他	・ 担保および連帯保証人は取扱金融機関の定めによります。 ・ その他の条件については、取扱金融機関の定めによります。 ・ 貸付利率は変更になることがあります。(表中の利率は <b>令和5年8月1日現在</b> です。)			

### (2) 信用保証料の補給(平成29年4月1日～)

坂井市中小企業者等振興資金において、信用保証協会の保証を受けた方に保証料率0.6%相当分を補給いたします。

### (3) 問い合わせ先

各取扱金融機関

